

横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：平成31年1月18日（金）午後2時
会 場：横浜市中央卸売市場本場
市場センタービル3階研修室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 理事挨拶
- 4 議 題
 - (1) 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第2回）
 - (2) その他
- 5 報告事項
横浜南部市場にぎわい創出事業の進捗について
- 6 閉 会

【添付資料】

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 座席表 |
| 資料3 | 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第2回） |
| 資料4 | 「（仮称）BRANCH横浜南部市場」の説明会（大店立地法）を開催します |

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	会 長	若 杉 明	横浜国立大学名誉教授
2	副会長	森 茂	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役会長
3	委 員	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学科教授
4	委 員	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
5	委 員	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
6	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
7	委 員	細 野 典 之	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
8	委 員	多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会代表幹事
9	委 員	福 留 秀 樹	金港青果株式会社代表取締役社長
10	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
11	委 員	芦 澤 豊	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
12	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
13	委 員	荒 木 敏 行	横浜食鳥鶏卵株式会社代表取締役
14	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
15	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
16	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合理事長
17	委 員	石 井 孝 和	横浜青果小売商連合会会長
18	委 員	永 井 良 和	横浜水産物商業協同組合理事長
19	委 員	福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
20	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

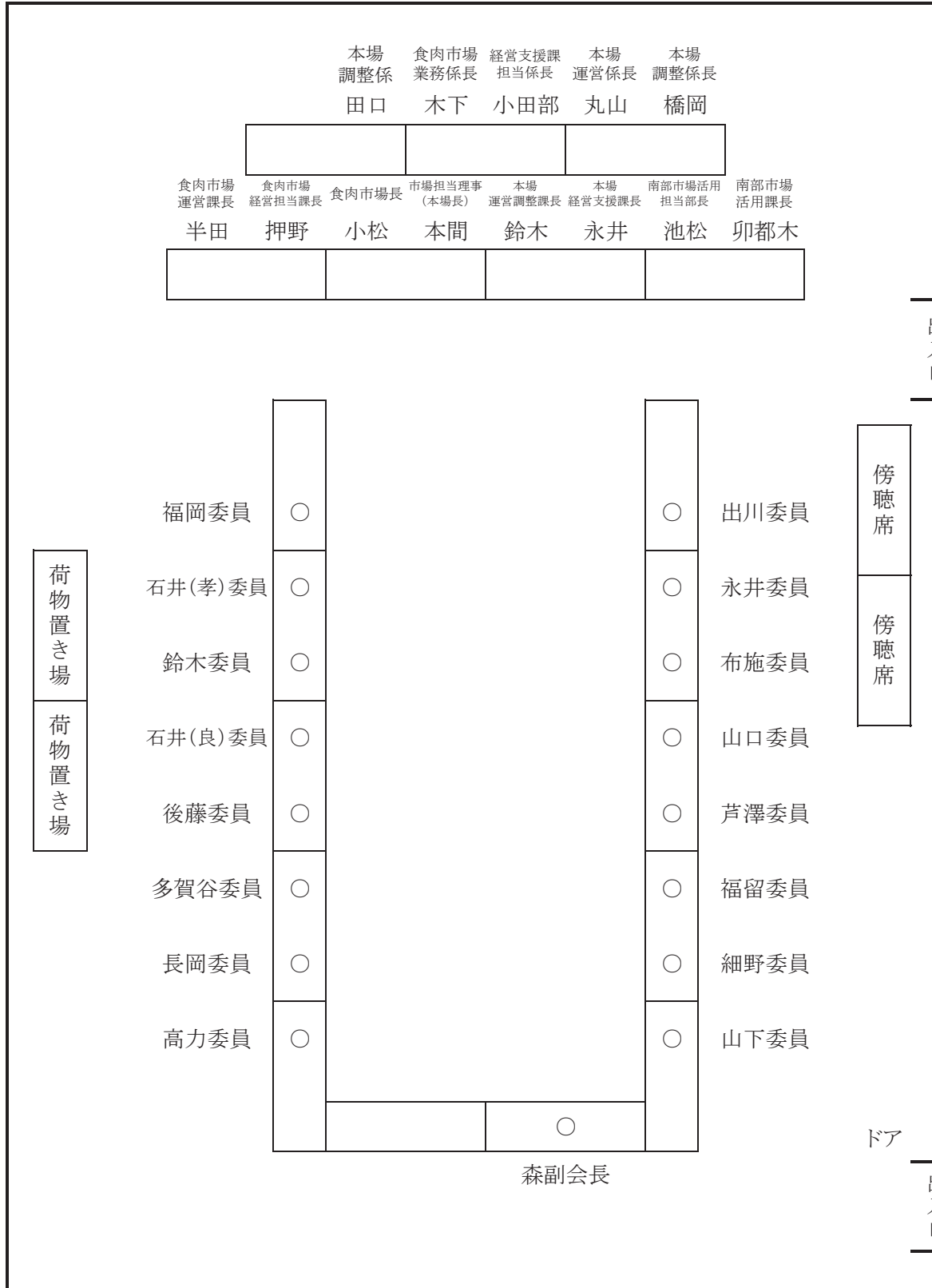
委員数：20名

任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(藤島委員は、平成31年1月7日から平成33年1月6日)

日時:平成31年1月18日(金) 午後2時から
会場:本場 市場センタービル3階 研修室

平成30年度 第2回
横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表



卸売市場法改正に係る市場の運営方式について(第2回)

当審議会では市場の運営方式について審議を継続しており、第1回の審議では、市場法改正の概要・スケジュール、運営方式のメリット・デメリット等を議論した。第2回の審議では、横浜市場の課題、他都市の運営事例、法改正による取引のあり方、賑わい創出等について御議論いただきたい。

1 市場運営に係る横浜市場の課題について

(1) 中央卸売市場本場における課題(経営展望策定ワーキンググループ(WG)で検討中)

平成29年1月31日に開催された開設運営協議会において、市場の運営方針等を定める「経営展望」を策定するためのWGを設置した。改正卸売市場法の施行に向けて30年度も引き続き検討を継続しており、平成29年度は6回、平成30年度は現時点で4回の経営展望策定WGを開催している。

○ 課題

横浜市場の実態を把握するため、関係者へのヒアリング調査を実施した結果、青果部・水産物部ともに直面する主な共通課題は次の通りとなった。施設設備面での課題以外に、ソフト施策によって対応できる課題も存在するため、優先度やコスト等を総合的に判断しながら、着手可能な取組についてはできるだけ早期に検討していくことが重要である。

主な共通課題	現在の状況
①地元量販店・実需者への対応不足	地元量販店の県内シェアが低下し、横浜市場以外からの仕入が拡大している 地元実需者(横浜駅周辺飲食店等)の取りこぼしがある
②川上と川下との交流機能の不足	市場が果たすべきコーディネート機能をより発揮していく必要がある
③地場産品の確保	消費者の関心の高い地場産品を奪われないよう継続的に確保する必要がある
④加工機能の不足	現状の加工場では川下が求めるニーズに十分対応しきれていない
⑤場内施設の狭隘化	駐車場等のスペースが不足し、新規顧客の誘致が困難となっている
⑥衛生管理水準の向上	食の安全・安心を確保し、川上・川下から信頼を得られる衛生環境とするためには継続的な意識醸成や取組みが必要である
⑦働く場としての魅力向上	職場として最低限必要な環境整備や安全・安心な場内動線を確保していくための改善が必要である
⑧市場全体としてのアピール不足	事業者独自の取組は見られるが、さらに一体的な広報活動となるよう工夫が必要である
⑨場内事業者同士の連携不足	市場全体としての利益拡大に向けて、互いの利害関係を越えた取組に発展させていく必要がある

(2) 中央卸売市場食肉市場における課題(検討中)

食肉市場においては、平成29年5月より食肉市場の現状と課題の分析を行いながら、市場関係者からの意見聴取等を4回行い検討してきた。直面する主な課題は次のとおりである。

○ 課題

全国的な肉用牛の飼養頭数の減少により、食肉市場の肉用牛の取扱頭数は減少傾向と厳しい状況にある。食肉市場は、安全・安心な食肉を横浜市民へ安定供給するという重要な役割があり、取引生産者・購買者の確保や新規開拓等、集荷対策・販売力の強化の両面での対応が必要となる。

また、生産者や購買者等から信頼され安心して出荷あるいは購入できる市場であるためには、更なる安心安全への対応が必要である。

さらに、横浜の強みを生かした消費拡大の対策や施設の安定稼働のために必要な対応を計画的に実施していく必要がある。

2 他都市の卸売市場の運営事例について

(1) 大阪府中央卸売市場(公設民営:中央卸売市場で唯一の指定管理者制度導入)

【開設者：大阪府、管理運営：大阪府中央卸売市場管理センター(株)、運営形態：指定管理者】

- ・昭和53年5月大阪府中央卸売市場として開設。平成24年4月全国の中央卸売市場として初となる指定管理者制度を導入。施設管理、施設の使用許可、市場活性化事業等を委託。
- ・卸売業者(4社)・仲卸組合(2団体)の対等出資により設立された指定管理者(大阪府中央卸売市場管理センター(株))が市場を管理・運営。
- ・施設使用料については利用料金制とし、指定管理者が市場条例の範囲内で決定して徴収。
- ・指定管理者中心の市場運営が行われ、清潔できれいな市場づくりの一環として69か所のトイレの全面改修、各種の禁煙対策、市場内交通ルールの徹底等流通環境の整備、サイン塔の改修等、新規事業を展開。
- ・指定管理者の安定した経営基盤の確立に向け、債権管理の徹底(使用料の滞納ゼロ)や未利用地・空施設の解消並びに有効活用による収入の確保、不法占有・駐車場の排除による有料区画への誘導等を実施。
- ・市場管理運営業務の品質を維持しつつ、効率化により年間約1億円の経費を削減し、これにより生じた資金を市場活性化事業や修繕事業に充当するなど利益は市場に還元。

(2) 神戸市中央卸売市場本場(公設公営(一部民営):唯一の中央卸売市場におけるPFI方式採用)

【開設・管理運営：神戸市、新規施設の管理：マーケットピア神戸(株)、運営形態：PFI方式】

- ・平成16年PFI方式による再整備事業を実施。平成21年度に第1期の移転完了。唯一の中央卸売市場におけるPFI方式採用事例として、加工物流棟・南物流センター棟・関連棟の整備・維持管理を実施。
- ・PFI事業者としては、ダイヤモンドリース(現・三菱UFJリース)を代表企業とする民間事業者計7社のグループを選定。事業期間は29年間(設計・建設4年、施設管理25年)。
- ・市場運営は神戸市が実施しており、新規施設(加工物流棟・南物流センター棟・関連棟)の設計・建設工事及び関連業務と維持管理業務(保守管理・清掃・衛生管理等)、市場PR・料理教室、既存施設の維持管理業務(清掃・廃棄物処理等)をPFI事業者が実施。
- ・PFI方式による一括発注(包括的委託)等により、設計・建設・維持管理コストを削減。
- ・使用料の徴収等運営業務は、大阪府の指定管理者と異なり、従来どおり開設者が実施。

(3) 旭一旭川地方卸売市場(民設民営:地方卸売市場(食品流通全般をグループ会社が実施))

【開設・管理運営：(株)キョクイチホールディングス、運営形態：民設民営】

- ・昭和24年旭川市を拠点に魚菜卸売市場として創業。水産・青果・畜産・加工食品など、フルラインの品目を取り扱っている。
- ・平成29年に開設者と卸売事業を分割し、ホールディングスが開設者として施設の管理、維持を行い、グループ各社が卸売事業、物流・配送・営業倉庫事業、水産・青果加工事業、業務用生鮮食品卸などを担う。
- ・コスト削減のため、ローカルの集配送距離の長い路線をカバーするため、水産・青果・その他加工食品の複数カテゴリ混載、冷蔵・冷凍・常温の複数温度帯混載による輸送体制を構築。
- ・施設の有効活用として仕分施設の空き時間を地域の市場外運送会社への時間貸しなどを行い、地域の物流拠点化を推進。
- ・水産部門は、開設時から仲卸が存在せず仕入から販売まで卸会社が一貫して対応。
- ・施設(売り場、冷蔵庫等)の新設は、公設であれば時間がかかる整備も経営環境を勘案して自社の判断で迅速に実施。
- ・東南アジアを中心に水産品・農産・果実等の輸出を推進中。
- ・地方市場の役割と時代に即した生鮮食料品流通全般を視野に柔軟かつ効率的な経営を推進。

3 卸売市場法改正による取引のあり方について

(1) 市場取引委員会について

横浜市中心卸売市場業務条例により、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議する「市場取引委員会」が、青果部、水産物部・鳥卵部、食肉部毎に設置されており、取引規制については、各市場取引委員会に諮問することとなっている。

(2) 卸売市場法改正による取引規制の自由化

卸売市場法の改正により、受託拒否や差別的取扱の禁止、取引条件・結果の公表といった共通の遵守事項以外は、関係者の意見を踏まえた上で、開設者が必要性を判断して取引規制を設定することとなるため、各市場の実態に応じ、開設者が創意工夫を生かした取組が可能となる。

特に、第三者販売、直荷引き、商物一致の規制については、取引を自由化することにより、各事業者による柔軟な対応が可能となる。

一方で競争激化による事業者の淘汰や場内取引の減少による市場機能の低下等が起こる可能性もあるため、関係者の意見等を幅広く伺い、市場の重要性を踏まえながら、活性化につながるよう検討していく必要がある。

(3) 卸売市場法改正による取引指導のあり方

現在は、卸売業者に対して国及び開設者がそれぞれ検査・指導・監督を行っているが、卸売市場法の改正により、国の指導監督対象が開設者のみとなる。

国の関与が弱まって開設者の負う責任がより重くなる中、引き続き卸売市場の公的機能を維持していくため、開設者は取引規制を事業者に遵守させることが可能な体制を構築し、場内事業者の取引指導等を着実に実施していく必要がある。

4 横浜市場の賑わい創出について

(1) 中央卸売市場本場周辺との連携(「京浜臨海部再編整備マスタープラン」より抜粋)

平成30年9月21日に改定された「京浜臨海部再編整備マスタープラン」においては、中央卸売市場本場が立地する山内ふ頭周辺地区を「アクティビティスポット山内」と位置づけ、「中央卸売市場と連携した賑わい創出」の取組を進めることとしている。

<エリアプラン3：アクティビティスポット山内（仮称）>

横浜都心臨海部と京浜臨海部の結節点である山内ふ頭周辺地区は、水産物や青果物を扱う「中央卸売市場」が隣接しています。また、広域ターミナル駅であり市内最大の乗降客数を有する横浜駅周辺地区や、来訪者が訪れるみなとみらい21地区と近接する場所に位置しています。

【中央卸売市場と連携した賑わい創出】

市場に隣接する低未利用地などを活用し、周辺の企業活動に配慮しながら、市場と連携した水産物・青果物等の「食」をテーマとした物販・飲食を中心とする「マルシェ」イベントを開催する等、賑わいの創出に向けた取組を進めます。



(2) 現在横浜市場で実施している取組

ア 市場開放(月2回程度)

横浜市中心卸売市場本場の水産物部では、毎月第1と第3の土曜日の午前9時から午前11時まで、魚食普及への取り組みとして、一般の方々との交流のための各種イベントを実施している。

主なイベントとしては、普段見ることのできない市場内施設を探検する市場探検、お魚さばき方教室、マグロの解体ショーなどを実施している。

イ 横浜市場まつり(年1回)

本場では、市民の皆様への感謝を込めて、日頃一般の方々に開放していない卸売市場の雰囲気を楽しんでいただく「横浜市場まつり」を秋に開催している。新鮮な食材を揃え、魚介類や野菜・果物などのお買い物や、炭火焼きさんま等の市場ならではの味覚をお楽しみいただき、マグロの解体ショーや青果模擬せり、ステージイベントなどの催しも行っている。

ウ 料理教室・小学校食育出前授業等

魚食普及と消費促進を図るため、本場水産物部の卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が主体となって料理教室を開催している。また、市場で働くプロ達が小学校に出向き、市場の役割や流通の現場の話、食の大切さや楽しさを実感してもらう食育出前授業を水産・青果それぞれで実施しているほか、民間事業者等と連携した食育講座や、区民まつり等でのブース出展、SNSによる情報発信などを行っている。

食肉市場においては、市内肉豚生産者が市内小学校との協働により小学校に出向き、豚の生体や飼養現場の話等を小学生を対象に食育教室を実施することでPR活動を実施している。また、市内の大学と場内事業者との産学官連携によるレシピ開発を行い、食肉の消費促進を図っている。

エ 横浜食肉市場PR館におけるPR【食肉部】

横浜食肉市場では、市民の皆様へ横浜食肉市場が取り扱っている全国各地のブランド食肉や当市場の安全・安心な取り組みなどを知っていただくため、市場の関連事業者である横浜食肉副産物協同組合が事業主体となって市場内に「横浜食肉市場PR館」を平成29年8月に開館し、展示スペースでは市場で取り扱うブランド肉や安心・安全な検査体制等の紹介を行っている。毎週木曜日は、イベントデイとして、横浜食肉市場で取り扱っているモツを使用した冷凍モツ煮等を販売しており、また、本年2月には、市場で取り扱っている食肉の消費拡大のため、市場取扱いブランド肉の試食販売や展示等を行うPRイベントを開催予定。

「(仮称) BRANCH横浜南部市場」の説明会 (大店立地法) を開催します

1 事業概要

横浜南部市場の「賑わいエリア」では、「食」をテーマにした複合商業施設の整備工事と既存施設である食品関連卸売センター (関連棟) の改修工事を行っています。

また、隣接する国道 357 号では車線拡幅や交差点改良などの交通処理対策工事を行うことで全体として今年9月の施設開業を目指して事業を進めています。

2 施設概要

【名称】 (仮称) BRANCH横浜南部市場

【所在地】 横浜市金沢区鳥浜町1番地の1

【設置者】 にぎわい棟 : 大和リース株式会社
関連棟(既存): 横浜市

【店舗面積合計】 11,372 m²

【開・閉店時刻】 にぎわい棟 : 午前9時~午後10時
関連棟(既存): 午前5時~午後10時

【駐車場収容数】 775台

3 説明会概要

複合商業施設の事業者である大和リース株式会社と関連棟の所有者である横浜市は、店舗の新設計画に伴い、大規模小売店舗立地法 (大店立地法) の規定により説明会を開催させていただくこととなりました。

当日は、施設の配置計画や運営方法等について説明させていただきます予定です。

4 説明会日時・場所 (3回開催)

【1回目】

開催日: 平成31年1月25日 (金)

時間: 19時30分~20時30分

場所: 横浜市磯子スポーツセンター

住所: 磯子区杉田5-32-25

TEL: 045(771)8118

【2回目】 【3回目】

開催日: 平成31年1月26日 (土)

時間: 11時00分~12時00分

14時00分~15時00分

場所: 横浜市並木地域ケアプラザ

住所: 金沢区富岡東2-5-31

TEL: 045(775)0707

